

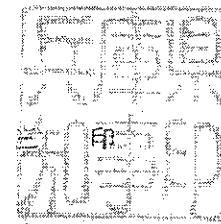
様式第3号（第3条関係）

公文書部分公開決定通知書

動愛第1051-108号
令和1年11月29日

岡田 美千代 様

兵庫県知事 井戸 敏



令和元年10月1日付けの公開請求については、情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することを決定したので通知します。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に兵庫県知事に対して審査請求をすること、及び6月以内に裁判所に対して兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

公文書の件名	<p>・兵庫県動物愛護センター本支所への開示請求</p> <ul style="list-style-type: none">1. 犬の引取り願い、(所有者あり)2. 犬の引取り願い、(所有者不明)3. 猫の引取り願い、(所有者あり)4. 猫の引取り願い、(所有者不明)5. 飼留・収容犬の通知・公示6. 負傷動物の収容について (開業獣医師)7. 警察からの犬・猫の引渡書10. 所有者不明動物の公示について (負傷動物の収容)15. 顛届処理簿
【対象期間】 平成31年4月1日～平成31年9月30日 ※但し対象期間以前に作成された文書であっても対象期間内に 記載された場合は、その対象となる文書の全てを含む。 ※対象期間以前から継続使用している文書の場合、同頁内に記 載のある対象期間外の記録も含む。	
公文書を公開する日時	別途協議
公文書を公開する場所	別途協議
公開しない部分及び公開しないこととする理由	別紙
公開しない部分について、その理由が消滅する期日等	
事務担当課等	兵庫県動物愛護センター 淡路支所 〒656-2142 兵庫県淡路市塩田新島5-3 電話 (0799) 62-5811番
備考	

- 注1 「公文書を公開する日時」の欄に記載した日時に御都合が悪い場合は、あらかじめ事務担当課等へ御連絡ください。
- 2 「公開しない部分について、その理由が消滅する期日等」の欄は、公開請求のあった公文書の公開しない部分について、その理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記載しています。
- 3 公開の実施に当たっては、事前に、別紙公開方法等申出書（様式第10号）を提出してください。

【公開しない部分及び公開しないこととする理由】

公文書の件名	公開しない部分	公開しないこととする理由
1. 犬の引取願（所有者あり）	提出者の住所、提出者の氏名、犬の所在地、登録番号、注射済票番号、犬の品種、犬の毛色、犬の名前	情報公開条例第6条第1号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。
2. 犬の引取願（所有者不明）	提出者の住所、提出者の氏名、拾得した場所のうち提出者が特定されるおそれのある部分	情報公開条例第6条第1号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。
3. 猫の引取願（所有者あり）	提出者の住所、提出者の氏名、猫の毛色	情報公開条例第6条第1号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。
4. 猫の引取願（所有者不明）	提出者の住所、氏名、拾得した場所のうち提出者が特定されるおそれのある部分	情報公開条例第6条第1号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。
5. 飼育・収容犬の通知・公示	返還を行った所有者の氏名、登録年度、登録番号、添票番号	情報公開条例第6条第1号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。
6. 負傷動物の収容について (開院試験師)	搬入者の住所、搬入者の氏名、収容場所のうち搬入者が特定されるおそれのある部分、負傷動物が指定病院の職員の役職及び個人名	情報公開条例第6条第1号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。
7. 審査からの犬・猫の引渡書	取扱者の略級、取扱者の氏名、取扱者の印影、引渡し者の氏名及び引渡し者印影	情報公開条例第6条第1号該当 審査官等の氏名であって、公にすることにより、当該審査官等の従事する事務若しくは事務の適正な運行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため。
10. 所有者不明動物の公示について (負傷動物の収容)	提出者の住所、提出者の氏名、提出者の電話番号、発見場所のうち提出者が特定されるおそれのある部分、引渡しの依頼の署名	情報公開条例第6条第1号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。
15. 捕獲処理簿	提出者の住所及び提出者の氏名	情報公開条例第6条第1号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。